

環境影響評価書案審査意見書

「目黒清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
舛添 要一

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：東京二十三区清掃一部事務組合
代表者：管理者 西川 太一郎
所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号
- 対象事業の名称及び種類
名称：目黒清掃工場建替事業
種類：廃棄物処理施設の設置
- 対象事業の所在地
東京都目黒区三田二丁目 19 番 43 号

第 2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染、騒音・振動共通】

首都高速中央環状品川線の開通に伴い、工事用車両及びごみ収集車両等の走行ルートである山手通りの現況交通量が変化していると考えられることから、予測条件の妥当性について検証すること。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底すること。

【騒音・振動】

工事用車両及びごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価において、騒音レベルの増分はわずかであり、事業の実施による影響は小さいとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状においても環境基準を超えている地点があることから、規制速度の厳守はもとより、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の騒音による影響の低減に努めること。